

生島 「さて、今朝のうるおい生活講座、今からできる相続税対策ということで TKC 全国会の会員である税理士法人レガシィ代表社員、税理士、公認会計士、天野隆さんにお話をお伺いしましょう。天野さん。」

天野 「おはようございます、生島さん。」

生島 「よろしくお願いいいたします。」

天野 「こちらこそ。スパーサッカーの時代からさわやかな声と気配りは変わらないですね。生島さんのお声を聞いていると、元気が出てきます。」

生島 「ありがとうございます。では、それこそ天野さん、さっきこの時代に転職された方がいらっしやあって、励ますためにゴダイゴの『999』をお願いしますなんて言っていましたけど。今、こういう時代に転職するのは厳しいけど、やっぱり勇気が要りますけどね。そういう時のアドバイス、先生だったらどうされるんですか。」

天野 「やっぱり自分の将来の先をずっと考えて、力を蓄えていくということが一番大切なんじゃないでしょうか。」

生島 「やっぱりライフデザインをきちんと描かないといけませんね。」

天野 「そうですね。先行きの生活というのはすごく重要で、10年先から今を見るっていうのがすごく大切だと思います。」

生島 「最近、この番組でお世話になっている川嶋朗先生っていらっしやるんですけど、やっぱり大往生したいなら延命治療は断れ。そして、やっぱり自分自身が延命治療をしたくないとか、きちんと事前に、生前にエンディングノートみたいなを書いておいたほうがいいですよなんて話は載っているんですよ。それで、その川嶋先生がおっしゃった QOD という言葉、天野先生、知っています？」

天野 「quality of death ですか。」

生島 「そのとおりなんです。やっぱりこれからはどういうかたちで死を迎えるか、それがとても重要なんですけど、それに伴ってやっぱりこの前おっしゃったさわやかな相続になるように、これが大切ですけども。でも、今、僕も相続税に関していろいろと調べているんですけど、問題起きる人って数百万円の遺産を巡ってもめたり何かもするみたいですよ。」

天野 「そうですね。結構大きな金額から小さな金額までそういうときっていうのはいろいろありますよね。」

生島 「相続税は9割の人には関係ない税金ではないと天野先生はおっしゃっていますね。」

天野 「東京国税局管内の場合なんですけれども、相続税の申告が必要な方は全体の約18%。このうち実際に課税されたのは約7%なんです。つまり、残り約11%の方は申告して相続税が0になった人たちです。この11%の人たちの大半はさまざまな減税対策を行ったり、10カ月以内に申告することで初めて相続税を0にできた人たちです。すなわち申告するということが大切なんですね。そして、今、国会で審議されている消費税増税法案ってありますよね。あそこの中にも相続税の増税が実は入っているんです。これは平成27年から相続税の申告が必要な人は、今、18%だったのは今度は39%になるという法案なんです。多くの人に関係が出てきそうです。きちっと相続税について知っておくことが相続税対策には必要と思っただければいいと思います。」

生島 「そうですね。あんまり関係ないわと思っていた方も、実は考えておかなきゃ大変な時代になるということです。じゃあ、例えば、まだまだ健康で、今、相続税についてそんなに考えなくてもよい人が今からできる対策がありましたら、天野先生教えてください。」

天野 「はい。大きな節税効果が考えられる方法としては今からできるもので暦年贈与というのがあります。贈与を受ける場合、通常もらった財産に対して通常の贈与税がかかるんですね。この贈与税というのは日本の税制の中でも高い税金なんですけれども、それでも1年間に110万円の基礎控除があります。これをフルに活用する方法です。」

生島 「じゃあ、天野先生、具体的に110万円の基礎控除を活用する方法を教えてください。」

天野 「はい。例えば、親から子供へ1,000万円の現金を贈与する場合、これを1回、すなわち1年で贈与してしまいますと、231万円もの贈与税がかかってしまうわけです。」

生島 「大きいですね。」

天野 「大きいですね。しかし、毎年100万円というのを10年間で贈与すれば、1年間100万円ですから、110万円の基礎控除の範囲に収まるため贈与税は0円になります。ただし、相続開始前3年以内の贈与だけは相続財産に加えられてしまいますので、この方法を親が亡くなるまで続けていたとしたら、3年分の贈与額は相続税の課税対象になりますので、これはちょっと要注意です。また毎年同じ時期、同じ金額贈与ししていますと、全体を贈与だといわれる可能性がありますから、これを回避するためには贈与額や贈与するタイミングを考える必要が出てきます。」

生島 「なるほどね。じゃあ、この暦年贈与は非常にいいと思うんですけども、ほかに注意点がありますか。」

天野 「そうですね。親から子供へ暦年贈与を行う注意点としては相続になった時に名義は子供の名義の預金なんだけれども、実際は親の預貯金だと税務署にいわれると、相続税対策にならなくなってしまいます。これを回避するためには確かに子供の預金だといいたいわけなんです。そこで子供名義の預金の印鑑なんですけども、親と別な印鑑にするなど変える工夫が必要です。印鑑を変える場合、例えば、名字ではなくて名前の印鑑、これだと印鑑は必ず変わりますから、それがいいんじゃないかと思います。」

生島 「あと天野先生は贈与には教育的配慮も必要だとおっしゃっていますよね。」

天野 「はい。親にとって何が幸せかという、子供や孫の自立だとよくいわれていますよね。贈与をもらった人の生活が乱れてしまっただけでは意味がありませんので、贈与で子供や孫の自立を妨げないようにするというのも大切なことだと思います。」

生島 「昔、FPの勉強をしている時にアメリカでとてつもないすごい金額を受け取った人がいて、その人がやっぱり有り余るお金だということで、いろんな商売に手を出してことごとく。で、何か10年以内に破産してしまったという、これは何百億というお金でしたよ。それも一瞬でなくなってしまうんですね。」

天野 「そうですね。ご商売というのはすごくいい時と悪い時がはっきりしているのが商売ですよ。」

生島 「先週土曜日の産経新聞で小室哲哉さんがやっぱり絶頂期は何百億と入ってきたわけでしょう。それが、もうほとんどお金でいろんな裁判になるぐらいのこともあって、やはりお金というのは人も豊かにするんですけど、人生を滅ぼしもしますね。」

天野 「そうですね。うまく付き合わないといけないというのがお金なのかもしれませんね。」

生島 「でも、よくお金持ちの人ってけちっていうじゃないですか。それは感じますか。」

天野 「けちだからお金持ちになったという意見もありますけども、私はむしろ使い方をうまく工夫されているというふうに感じますね。」

生島 「だけど、僕は本当にお金があってギャンブルに使う人も随分いましたけれども、お金持ちというのはいいかたちでのお金の使い方、社会貢献というか、目に見えないかたちでいいですから、いいかたちでいろんな施設に寄付してくださったりとか、お金をやっぱり生かしてほしいなと思いますよね。」

天野 「そうですね。先ほど地震がありましたけど、地震の時にもお金を持っていらっしゃる方が随分たくさん寄付されたり、いろんな貢献をされていますのでね。報道されていませんけど、結構世の中多いみたいですよ。」

生島 「やっぱり欧米のお金持ちもいろんなかたちで社会貢献というのほどこかに子供のころから教育されているような感じはあるんですけど、そのへん日本はやはりとにかくお金持ちでも無駄をしないことが美德とされるみたいなのところがあるじゃないですか。」

天野 「お金を持っている方、持っていない方、別として美德というのはありますけども、でも、使う時は思い切って使うというのがすごく実際には重要かと思います。」

生島 「そうですよ。ぱっと言ってほしいですよ。本当にね。」

天野 「そうですね。」

生島 「はい、ありがとうございました。」

天野 「こちらこそありがとうございました。」

生島 「天野隆さん、ソフトバンク新書から『いま親が死んでも困らない相続の話』という本をお出しになっていますので、相続についてもっと知りたいという方、ぜひともこちらをご覧くださいと思います。財産残して銅メダル、思い出残して銀メダル、生き方残して金メダル、天野さんのこの言葉、僕、大好きです。ありがとうございました。」